

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式

【表紙】

【提出書類】(2) 変更報告書 #25  
 【根拠条文】 法第27条の25第1項  
 【提出先】 関東財務局長  
 UBS証券会社 東京支店  
 日本における代表者 マーク・ブランソン  
 〒100-0004 東京都千代田区 大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア  
 【氏名又は名称】(3) 平成 18年3月31日  
 【住所又は本店所在地】(3) 平成 18年4月3日  
 【報告義務発生日】(4)  
 【提出日】  
 【提出者及び共同保有者の総数(名)】 3名  
 【提出形態】(5) 連名



第1【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	飛鳥建設 株式会社
会社コード	1805
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所
本店所在地	102-8332 東京都千代田区三番町2

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)ノ1】(7)

(1)【提出者の概要】(8)

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS証券会社 東京支店
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成9年11月11日
代表者氏名	マーク・ブランソン
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】(9)

	国内の株式を自己勘定で保有している。
--	--------------------

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	5,857,500		
新株引受権証券(株)	A	-G	
新株予約権証券(株)	B	-H	
新株予約権付社債券(株)	C	-I	
対象有価証券カバードワラント	D	J	
株券預託証券			
株券関連預託証券	E	K	
対象有価証券償還社債	F	L	
合計(株)	M 5,857,500	N	O
償用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		5,857,500
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月31日現在)	S	209,412,803
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S) × 100)		2.80%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		2.80%

## (4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年1月30日	普通株式	-11,000	処分	
平成18年1月30日	普通株式	19,500	取得	
平成18年1月31日	普通株式	-8,500	処分	
平成18年2月3日	普通株式	-1,500	処分	
平成18年2月3日	普通株式	1,500	取得	
平成18年2月13日	普通株式	-4,000	処分	
平成18年2月13日	普通株式	4,000	取得	
平成18年2月13日	普通株式	-9,000	処分	貸借取引
平成18年2月14日	普通株式	-1,000	処分	
平成18年2月14日	普通株式	3,500	取得	
平成18年2月15日	普通株式	2,000	取得	
平成18年2月15日	普通株式	-4,500	処分	
平成18年2月16日	普通株式	-2,500	処分	
平成18年2月16日	普通株式	2,500	取得	
平成18年2月17日	普通株式	-3,500	処分	
平成18年2月17日	普通株式	5,000	取得	
平成18年2月20日	普通株式	-17,000	処分	
平成18年2月20日	普通株式	15,500	取得	
平成18年2月21日	普通株式	-27,000	処分	
平成18年2月21日	普通株式	36,500	取得	
平成18年2月22日	普通株式	-15,000	処分	
平成18年2月22日	普通株式	2,500	取得	
平成18年2月24日	普通株式	-1,500	処分	
平成18年2月24日	普通株式	16,500	取得	
平成18年2月27日	普通株式	-22,500	処分	
平成18年2月27日	普通株式	7,500	取得	
平成18年2月28日	普通株式	3,500	取得	
平成18年2月28日	普通株式	-3,500	処分	
平成18年3月1日	普通株式	12,000	取得	
平成18年3月1日	普通株式	-1,500	処分	
平成18年3月2日	普通株式	40,500	取得	
平成18年3月2日	普通株式	-10,500	処分	
平成18年3月3日	普通株式	10,500	取得	
平成18年3月3日	普通株式	-1,500	処分	
平成18年3月6日	普通株式	-38,500	処分	
平成18年3月7日	普通株式	-4,000	処分	
平成18年3月8日	普通株式	-3,000	処分	
平成18年3月8日	普通株式	7,500	取得	
平成18年3月9日	普通株式	-5,000	処分	
平成18年3月10日	普通株式	-6,500	処分	
平成18年3月27日	普通株式	18,500	取得	
平成18年3月27日	普通株式	-18,000	処分	
平成18年3月28日	普通株式	-500	処分	
平成18年3月30日	普通株式	64,500	取得	
平成18年3月30日	普通株式	-64,500	処分	
平成18年3月30日	普通株式	5,797,000	取得	貸借取引

## (5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

--

## (6)【保有株券等の取得資金】(13)

## ①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	0.0
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	0.0

## ②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
無し						

## ③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

## 2【提出者(大量保有者)ノ2】(7)

## (1)【提出者の概要】(8)

## ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	ユービーエス・エイ・ジー(銀行)
住所又は本店所在地	〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

## ②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

## ③【法人の場合】

設立年月日	昭和53年2月28日
代表者氏名	枝廣 泰俊
代表者役職	日本における代表者, 東京支店長
事業内容	銀行業

## ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	ユービーエス・エイ・ジー(銀行) コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

## (2)【保有目的】(9)

当行ロンドン支店における中期的なディーリング目的により保有している。

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

## ①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	14,371,271		
新株引受権証書(株)	A	- G	
新株予約権証券(株)	B	- H	
新株予約権付社債券(株)	C(*)	131,233,601	- I
対象有価証券カードフロント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	145,604,872	N
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		300,000
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		145,304,872
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		131,233,601

## ②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月31日現在)	S	209,412,803
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		42.66%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		40.36%

(\*注: 従前の転換社債券)

## (4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年1月30日	新株予約権付社債	28,260,892	取得	新株予約権付社債の転換価格の変更による増
平成18年1月30日	普通株式	-5,130,000	処分	173.0
平成18年1月30日	普通株式	-2,130,000	処分	
平成18年1月30日	普通株式	2,130,000	取得	173.0
平成18年1月30日	普通株式	3	取得	貸借取引
平成18年1月31日	普通株式	-3,000,000	処分	173.0
平成18年1月31日	普通株式	1,303,780	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年1月31日	新株予約権付社債	-1,303,780	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年2月1日	普通株式	3,259,452	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年2月1日	新株予約権付社債	-3,259,452	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年2月1日	普通株式	-3	処分	貸借取引
平成18年2月2日	普通株式	1,955,671	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年2月2日	新株予約権付社債	-1,955,671	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年2月6日	普通株式	-1,000,000	処分	165.0
平成18年2月7日	普通株式	-3,000,000	処分	160.0
平成18年2月8日	普通株式	3,259,452	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年2月8日	新株予約権付社債	-3,259,452	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年2月10日	普通株式	1,500	取得	
平成18年2月13日	新株予約権付社債	8,794,539	取得	新株予約権付社債の転換価格の変更による増
平成18年2月13日	普通株式	-9,000	処分	貸借取引
平成18年2月16日	普通株式	100,000	取得	貸借取引
平成18年2月17日	普通株式	-2,500	処分	173.0
平成18年2月22日	普通株式	-3,000,000	処分	130.0
平成18年2月22日	普通株式	-7,000	処分	

平成18年2月22日	普通株式	20,000	取得	
平成18年2月23日	普通株式	50,000	取得	
平成18年2月23日	普通株式	-2,000,000	処分	
平成18年2月24日	普通株式	-5,438,477	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年2月24日	普通株式	5,438,477	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年2月24日	普通株式	65,000	取得	
平成18年2月27日	新株予約権付社債	46,070,221	取得	新株予約権付社債の転換価格の変更による増
平成18年2月27日	普通株式	-6,000	処分	
平成18年2月28日	普通株式	1,659,751	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年2月28日	新株予約権付社債	-1,659,751	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年2月28日	普通株式	-1,000,000	処分	149.0
平成18年2月28日	普通株式	30,000	取得	
平成18年3月1日	普通株式	-5,000,000	処分	
平成18年3月1日	普通株式	9,128,630	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年3月1日	新株予約権付社債	-9,128,630	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年3月1日	普通株式	3,000	取得	
平成18年3月3日	普通株式	-11,400,000	処分	
平成18年3月3日	普通株式	11,618,257	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年3月3日	新株予約権付社債	-11,618,257	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年3月6日	普通株式	-50,000	処分	
平成18年3月8日	新株予約権付社債	-6,639,004	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年3月8日	普通株式	6,639,004	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年3月8日	普通株式	-6,500,000	処分	
平成18年3月9日	普通株式	-118,000	処分	
平成18年3月10日	普通株式	1,500	取得	
平成18年3月13日	新株予約権付社債	751,794	取得	新株予約権付社債の転換価格変更による増
平成18年3月14日	普通株式	-10,000,000	処分	
平成18年3月14日	新株予約権付社債	-9,991,673	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年3月14日	普通株式	9,991,673	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年3月14日	普通株式	-100,000	処分	貸借取引
平成18年3月17日	普通株式	9,991,673	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年3月17日	新株予約権付社債	-9,991,673	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年3月17日	普通株式	-10,000,000	処分	
平成18年3月20日	普通株式	-5,000,000	処分	
平成18年3月22日	普通株式	-5,000,000	処分	
平成18年3月22日	新株予約権付社債	-9,991,673	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年3月22日	普通株式	9,991,673	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年3月22日	普通株式	-7,820,000	処分	貸借取引
平成18年3月23日	新株予約権付社債	-832,639	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年3月23日	普通株式	832,639	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年3月23日	普通株式	-5,797,000	処分	貸借取引
平成18年3月27日	新株予約権付社債	-64,741,907	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年3月27日	普通株式	64,741,907	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年3月27日	普通株式	380,500	取得	
平成18年3月27日	新株予約権付社債	9,929,025	取得	新株予約権付社債の転換価格の変更による増
平成18年3月27日	普通株式	-65,000,000	処分	
平成18年3月28日	普通株式	-35,500	処分	
平成18年3月29日	普通株式	-35,500	処分	
平成18年3月30日	新株予約権付社債	-9,623,797	処分	新株予約権付社債の普通株式への転換による減
平成18年3月30日	普通株式	9,623,797	取得	新株予約権付社債の普通株式への転換による増
平成18年3月30日	普通株式	5,500	取得	
平成18年3月30日	普通株式	-10,014,000	処分	
平成18年3月30日	普通株式	5,797,000	取得	貸借取引
平成18年3月31日	普通株式	7,820,000	取得	貸借取引

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

無し

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	15,000,000
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	15,000,000

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
無し						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

3【提出者(大量保有者)／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	UBS Securities LLC
住所又は本店所在地	2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington DE 19808 Delaware, USA
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成7年11月4日
代表者氏名	Robert B. Mills
代表者役職	Chief Financial Officer
事業内容	証券業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	UBS証券会社東京支店 コンプライアンス部 船崎みち
電話番号	03-5208-6037

(2)【保有目的】

証券業を営む関係で、保有している。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	163,000		
新株引受権証書(株)	A	-	G
新株予約権証券(株)	B	-	H
新株予約権付社債券(株)	C (*注)	-	I(*注)
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 163,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		163,000
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		0

(\*従前の転換社債券)

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月30日現在)	S	209,412,803
上記提出者の株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		0.08%
直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)		0.08%

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ユービーエス・エージー(銀行)へ161,000株貸し株

(6)【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額(T)(千円)	0
借入金額計(U)(千円)	
その他金額計(V)(千円)	
上記(V)の内訳	
取得資金合計(千円)(T+U+V)	0

②【借入金の内訳】

番号	名称(支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
無し						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当無し

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】(18)

1. UBS証券会社 2. ユービーエス・エイジー(銀行)

3 UBS Securities LLC

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

(1)【保有株券等の数】

11771928

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券(株)	20,391,771		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C(*注)	131,233,601	—
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	151,625,372	N
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	P		O
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		0
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		300,000

(\*注:従前の転換社債券)

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月31日現在)	S	209,412,803
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		44.42%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		42.13%

## 委任状

スイス連邦法に基づき設立され、本店をスイス連邦 8001 チューリッヒ、パーンホフシュトラッセ 45 に有し、日本国東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号大手町ファーストスクエアにおいて営業しているユービーエス・エイ・ジー(銀行)東京支店(以下「当行」という。)は、下記の者を代理人と定め、本店及び全支店を含む当行を代表して当行の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 本店および全支店を含む当行による日本の証券取引所に上場している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書(以下、「報告書」という。)を作成、捺印すること。
2. 報告書を関東財務局長に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として関東財務局長に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記1.ないし4.の行為に関し復代理人を選任すること。

UBS 証券会社 東京支店

マーク・ブランソン

大森進

ジョン・ウエスト

栗明純生

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

ユービーエス・エイ・ジー(銀行)

日本における代表者

枝廣 泰俊



平成 18 年 2 月 1 日

Power of Attorney

UBS Securities LLC, a Delaware limited liability company (the "Company") with its Registered Office at 2711 Centerville Road, Suite 400, Wilmington, Delaware 19808, USA, hereby appoints the following persons as the Company's true and lawful attorney (each an "Attorney"), with power for any two of them acting together or jointly with any other authorized officer of the Company, on behalf of the Company, to:

1. complete the Substantial Shareholding Report and other reports ("Reports") in respect of any issue listed on the securities market in Japan in which the Company, together with other entities of UBS AG, holds in aggregate 5% and more of the securities in such issue for which disclosure is required under the Japanese Regulations;
2. submit any such Reports to the Financial Services Bureau;
3. submit a copy (not the original) of this Power of Attorney to the Financial Services Bureau as supporting document to any such Reports;
4. send copies of any such Reports to the issuer and the related securities market;
5. appoint additional Attorney to represent the Company in any matter relating to preparation and submission of the Report and the disclosure and reporting of our shareholding.

UBS Securities Japan Ltd, Tokyo Branch

Mark Branson  
John West  
Susumu Omori  
Shinya Abe

UBS AG, Tokyo Branch


Yasutaka Edahiro  
Yasuo Nomoto

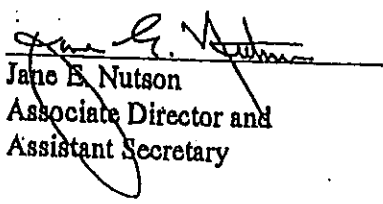
The Company shall ratify and confirm all documents, contracts, acts and things which the Attorney shall execute or do in the exercise of any of the powers conferred or purported to be conferred on the Attorney by this Power of Attorney.

A copy of this Power of Attorney shall be regarded as the official document for the purpose of submission to the Financial Services Bureau.

The authority conferred on the Attorney by this Power of Attorney shall terminate one year from the date hereof.

This Power of Attorney has been duly executed by and in the presence of:

  
Niall O'Toole  
Executive Director and  
Assistant Secretary

  
Jane E. Nutson  
Associate Director and  
Assistant Secretary

Dated: January 11, 2006



## 委任状 (意訳)

米国デラウェア州法に基づき設立され米国、デラウェア州 (郵便番号 19808) ウィルミントンスイート 400 センターヴィルロード 2711 に位置するユービーエス セキュリティーズ エルエルシー (以下、「当社」という。) は、下記の者を代理人と定め、各々当社を代表して当社の為に下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社及び当社の共同保有者による日本の証券取引所に上場している株式の5%若しくはそれ以上を超える保有に関し、日本国の証券取引法に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書 (以下、「報告書」という。) を作成すること。
2. 報告書を財務局に提出すること。
3. 本委任状の写しを報告書の補足書類として財務局に提出すること。
4. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
5. 上記 1. ないし 4. の行為に関し復代理人を選任すること。

### UBS 証券会社 東京支店

マーク・ブランソン

ジョン・ウエスト

大森 進

阿部 新哉

### ユービーエス・エイ・ジー (銀行) 東京支店

枝廣 泰俊

野本 康夫

当社はここに、当該各代理人が本委任状に基づいて適法に行いまたは行わしめることを承認する。

本委任状の写しは正式書類として財務局への提出に使用される。

本委任状は、本委任状の日付より一年の後にその効力を失う。

上記を証として、当社は、権限ある者をして本委任状に署名せしめた。

\_\_\_\_\_  
Niall O' Toole  
Executive Director and  
Assistant Secretary

\_\_\_\_\_  
Jane E Nutson  
Associate Director and  
Assistant Secretary

2006年1月11日